

農業者グループ活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者の自主性と創意工夫を生かした活動や、農業経営者としての能力向上につながる研修を実施するグループ活動に対して助成金を交付することによって、人材交流・仲間づくり・自己啓発等を促進し、もって農業分野の人材育成を図ることで、市内農業の活性化を目指すことを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は前条の目的に資する取組を行うもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を有するか、又は市内で活動していること。
- (2) 構成員が3人以上で、市内在住農業者又は市外在住農業者のうち帯広市川西農業協同組合員又は帯広大正農業協同組合員であること。
- (3) 代表者が農業者であること。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象事業は、農業関連等の課題・解決に向けた活動や地域活性化活動、研修会等のグループ活動を対象とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 会議費:資料作成、通信費など
- (2) 研修費:講師謝礼、受講参加費、**交通費**など
- (3) 印刷費:チラシ、ポスター作成など
- (4) 施設使用料:イベント等開催に係る会場使用料
- (5) 消耗品費:イベント等開催に係る消耗品
- (6) その他事業のために必要な経費で、会長が必要かつ適切と認めたもの

(助成額)

第5条 助成金の交付金額は次に定めた額とする。ただし、予算の範囲内とし、同一年度1グループにつき1事業とする。なお、同一グループへの助成は5年までとする。

- (1) 助成対象経費が100,000円未満の場合
助成対象経費の1/2
- (2) 助成対象経費が100,000円以上500,000円未満の場合
50,000円
- (3) 助成対象経費が500,000円以上の場合
100,000円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、次に掲げる関係書類を添えて申請するものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 会員名簿(様式第4号)

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請を受理したときは、委員会の関係機関・団体等により、その内容を審査の上、適正と認めた場合には助成金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して助成金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知する。

(助成事業の完了報告)

第8条 助成金交付決定通知書を受けたものが助成事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書(様式第6号)、事業収支決算書(様式第3号)、事業報告書(任意様式)、支出に伴う証拠書類等を添付の上、提出する。

(助成金の額の確定等)

第9条 前条の事業実績報告書等の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類審査により、その報告にかかる助成事業等の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第7号)により当該助成者に通知する。

(助成金の請求)

第10条 助成金の額が確定したときは、当該助成者は、助成金交付請求書(様式第8号)により助成金の交付を受けるものとする。

(助成事業の決定の取り消し等)

第11条 助成者は、次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、助成交付決定の全部又は一部を取り消し、又は助成金をすでに交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 第8条の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって助成決定及び助成金を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。